

# ○横須賀市内の福祉有償運送実施団体一覧

令和6年7月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地	料 金	利用者区分 (詳細は表外参照)	運送区域
特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉 事業所	046- 856-7659	横須賀市 萩野9-13	運賃：2キロまで320円、2キロを超え5キロまでは 250mを増すごとに40円加算、5キロを超えた 場合は250mを増すごとに30円加算  介助料金：介護保険等を利用しない場合1,060円 複数乗車の有無：有	イ・ニ・ ホ・ト	横須賀市 三浦市 葉山町
特定非営利活動法人 くろふね	046- 828-4465	横須賀市 汐入町2-10	運賃：15分まで700円、以後15分ごとに700円加算  介助料金：介護保険を利用しない場合1,500円 迎車回送料金：300円（但し15分以上の場合） 待機料金：500円（15分毎） その他：有料道路通行料金・駐車場料金は利用者負担	ニ・ハ・ホ	横須賀市
社会福祉法人 横須賀市社会福祉 協議会  ※現在、利用者の 新規募集は見合わせて おります。	046- 821-1303	横須賀市 本町2-1 総合福祉会館 2階	運賃：1キロあたり50円  迎車料金：300円	イ・ニ・ ホ・ト	横須賀市
社会福祉法人 なないろ	046- 837-5583	横須賀市 大津町 2-19-7	運賃：1キロあたり100円	イ・ト	横須賀市
社会福祉法人 あまね	046- 833-2919	横須賀市 舟倉1-12-1	運賃：1キロあたり50円	イ・ト	横須賀市 三浦市
特定非営利活動法人 歩（あゆみ）	046- 888-8375	横須賀市 長沢1-6-33	運賃：走行1kmあたり100円(特大車は150円)  迎車料金：300円 待機料金15分毎：300円 乗降介助料金1人対応：1,080円・2人対応：2,160円 付添介助料金15分毎：540円 付添看護師料金15分毎：1,080円  その他、車イス利用料金、割増料金等あり  ※最新の情報は三浦市ホームページ等でご確認ください	イ・ニ・ ホ・ト	横須賀市 横浜市 三浦市 逗子市 鎌倉市 葉山町
特定非営利活動法人 サポートフレンズ こころ	046- 803-5560	横須賀市 池上4-5-13	運賃：初乗2,000mまで300円 以後250mごとに30円	イ・ト	横須賀市
特定非営利活動法人 湘南クリエイティブ サービス	046- 820-2885	横須賀市 小川町13-3 なかむら不動産 ビル5F	運賃：初乗り～10km 350円 11km以上 1km毎に 200円  迎車料金：5kmまで 150円 6km以上 一律 200円 待機料金：1,000円	イ・ト	横須賀市 三浦市 逗子市 葉山町

(裏面あり)

名 称	電話番号	所 在 地	料 金	利用者区分 (詳細は表外参照)	運送区域
特定非営利活動法人 アシストワン	046- 803-4971	横須賀市 鴨居3-17-9- 101	運賃：150円／走行1kmあたり 迎車料金 300円／1迎車 待機料金 300円／15分毎 乗降介助料金 1,000円／1回 (介護保険等適用外の場合) 付添介助料 平日 1,100円／30分毎 (介護保険等適用外の場合) 土日 1,250円／30分毎 (介護保険等適用外の場合) (2人対応は) 平日 2,200円／30分毎 (介護保険等適用外の場合) 土日 2,500円／30分毎 (介護保険等適用外の場合) 車椅子使用料 300円／1回	イ・ニ・ ホ・ト	横須賀市
特定非営利活動法人 ピースフルライフ	046-884- 9280	横須賀市 武4-1-4 相川事務所202	運賃：初乗り～15分未満は500円、15分以上15分毎に500円 迎車料金：100円(利用会員宅まで) 待機料金15分毎：400円 介助料金(1回毎)：1,000円 付添料金(30分毎)：1,250円 車イス使用料等の設備使用料：100円	イ・ロ・ ハ・ニ	横須賀市 三浦市 逗子市 葉山町
特定非営利活動法人 たけのこ会	046-823- 3527	横須賀市 上町3-42-57	運賃：60円／走行1kmあたり	イ	横須賀市 三浦市
特定非営利活動法人 ハッピーライフやすらぎ	046-834- 3955	横須賀市根岸 町4-1-4 -201	運賃：10円／走行100mあたり 迎車料金：200円	イ・ロ・ハ	横須賀市

\*利用者区分 = 現在、その事業所で利用されている者の区分

- イ・・・身体障害者(身体障害者福祉法第4条)
- ロ・・・精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条)
- ハ・・・知的障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号)
- ニ・・・要介護認定を受けている者(介護保険法第19条第1項)
- ホ・・・要支援認定を受けている者(介護保険法第19条第2項)
- へ・・・厚生労働大臣が定める基準に該当する者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号)
- ト・・・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害(発達障害、学習障害を含む)を有する者

\*利用にあたっては、各事業所に事前に登録が必要です。

\*事業所によっては、上記料金のほか、会費等がかかる場合がありますので、問い合わせ時にご確認ください。